

TALK & TALK REPORT



座談会「トーク&トーク」から

現在の政治や経済についてどのようにお考えでしょうか

多賀

自民党は、自民党単独で政策が決定できるという意味での政治の安定を今回の参議院選挙で訴えましたが、残念ながら有権者の答えはノーでした。私は、これとは違った意味の政治の安定が必要であると考えます。すなわち、政権を担える力量を持った二大政党どちらかによる、国政の安定した運営という政治の安定でありまして、自民党はすでにその力量はありますので、野党が早い時期に政権連合でない綱領にもとづく結集をされることを、政敵ではありませんが祈っております。経済については誰しも同じだと思いますが、不況からの脱却を一日も早くということでありまして、国民の頭の中にあります倒産、リストラによる職の不安の根っことなっております不良債権処理を、できるだけ早くやるべきだと考えます。

市町村合併について今後の展望はいかがでしょうか

多賀

確かに行政の効率性で考えますと答はでてしまいます。そこに住む住民が今までマチの中心であったのに、ある日突然ただの場所になるわけで、その個性というか、文化というか、住民の誇りといったメンタルな面も大事にしながら議論されるべき問題であると考えます。ただ、発議するのは、議員でも行政でもなく、住民しかないと思います。メンタルな面をどうするかに、ていねいに答を出していきながら、当面の行政の効率化策として、共同できる事業はすべて共同化していく、といった取り組みが必要であると考えます。

人生に対しての信条なり理念、そして政治家としての抱負は

西川

人生に対しての信条ということですが、私は何に対しても過ぎることがよくあるので、「過ぎたるは及ばざるがごとし」ということを、常に念頭に置いて気をつけるように心がけております。政治家としての今後の抱負ということですが、抱負というよりも、政治家としての信条・理念になりますが、自分が何のために議員をやっているのか、また何がしたいのかを常に忘れずに、ビジョンを持って活動していくことが大切だと思います。そうしないと人前で話すこともできないし、何の説得力もないことになってしまい、自分の意見がいえなくなってしまいます。それと忘れてはいけないことは、本当にみなさんに支えられご協力をいただき、お世話になって今の自分があるということです。みなさんから先生といわれ、ともすると忘れがちになってしまいそうですが、やはり自分はみなさんに押しいただき、みなさんの期待を一身に受け、みなさんの代表であるということをお忘れずにかんばって参りたいと思います。

当面何を最優先に取り組まれますか

小田

選挙期間も、また、前後を通じて一番聞いたことは、「変えてくれ」という言葉だったように思います。仕組を変え、政策を実行すると同時に、いやそれ以上にまず、不信感や不安感を払拭する努力を、政治家や経済人は実証すること。ウソをつかない、約束やルールを守る、モラルを高め、必要な情報を開示し、規制を少なくし効率を高めること。つまり、自己の保身や特定の集団の利益のために、政治や行政が取り込まれないようにすることが、強く期待されているのではないかと思います。これらのことが、「変えてくれ」「変えなければ」の意味ではないのかと考えております。人間が経済に翻弄される必要はない。経済の発展や成長だけがすべてを牽引してきた時代が終わり、自然や環境、文化や芸術、生活や家族といった身近なところに、人々の関心が移ってきています。来るべき21世紀に向けて、地方分権や介護保険・年金制度などが、あだ花とならないように、経済と生活の調和がとれた社会をつくり、「子孫に美田を残す」努力を今こそなさなければならないと考えます。



「トーク&トーク」会場での ご質問へのお答え。

議会には、 予算を定めること等15項目（条例で追加は可能）の議決権（可決・否決・修正）があります。

議長、副議長の選挙等、その権限に属する選挙を行う選挙権があります。知事が行う副知事人事等、一定の行政行為に対する同意権（修正議決はできない）があります。

書類および計算書を検閲し、または知事等の報告を求め、その事務の管理、議決の執行および出納の検査権があります。

監査委員に対し、監査を求め、監査の結果に関する報告を請求する監査請求権があります。

地方公共団体の事務に関する調査（法に基づく）を行う調査権があります。

知事、教育委員会等の行政委員会等の事務に関し、説明を求める説明の要求権や意見を述べる意見の陳述権、関係行政庁への意見書の提出権、異議の申立て（知事は議会に諮問して決定）に対する諮問答申権があります。

請願や陳述を浮け、審査する請願および陳述の受理審査権があります。議会の運営を確保し、秩序を保持するための内部組織権、内部運営権内部規律権等の自律に関する権限があります。

議会の議決すべき事件について、議案（予算・人事案件等については不可）を提出する議員の議案提出権があります。

議会の使命は、 議会に与えられた権限を適正に行使することです。提案されたものに対して原案可決という結果が多いわけですが、東京都の48件にわたる使用料等の条例改正の否決（議決権）、沖縄県の副知事人事案件の否決（同意権）、滋賀県の「自動車の使用に伴う環境負荷の低減に関する条例」の提案・可決（議員の議案提出権）などの事例もあります。

議会の見識とは、 議会の使命を果たすということでもあります。

